

船舶事故調査報告書

令和2年5月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和元年11月29日 10時50分ごろ
発生場所	愛媛県西条市壬生川港北東方沖 壬生川港壬生川西防波堤灯台から真方位065° 3.2海里付近 (概位 北緯33° 58.8′ 東経133° 10.1′)
事故の概要	漁船美保丸は、えい網しながら東進中、錨泊中の貨物船萬洋丸に衝突した。
事故調査の経過	令和元年12月19日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 萬洋丸、749トン 142579、大栄海運株式会社 B 漁船 美保丸、4.6トン EH3-47091（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、三級（航海） B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷船尾部外板に擦過傷 B 船首部外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	A船は、船長Aほか5人が乗り組み、船首を北西方に向け、黒色球形の形象物を掲げて錨泊中、B船が衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、手動操舵でえい網しながら約2ノットの対地速力で東進中、船長Bが後部甲板で下を向いた姿勢で漁獲物の選別作業を行っていたところ、A船に衝突した。
分析	A船は、黒色球形の形象物を掲げて錨泊中、B船が衝突したものと考えられる。 B船は、えい網しながら東進中、船長Bが、後部甲板で漁獲物の選別作業を行いながら航行を続けたことから、前路で錨泊中のA船に気付かず、A船に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、B船が、えい網しながら東進中、船長Bが、後部甲板で漁獲物の選別作業を行いながら航行を続けたため、前路で錨泊中のA船に気付かず、A船に衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船長は、えい網しながら航行中に漁獲物の選別作業を極力行わな

	いようにし、仮に行く場合、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。
--	---------------------------------